



2023年7月27日

各 位

会 社 名 株式会社ビジョナリーホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 松本 大輔  
(コード：9263 東証スタンダード市場)  
問合せ先  
役職・氏名 取締役執行役員CFO 三井 規彰  
電 話 03-6453-6644 (代表)

2023年4月期有価証券報告書の提出遅延並びに  
当社株式の監理銘柄（確認中）指定の見込みに関するお知らせ

当社は、2023年4月期の有価証券報告書について、提出期限である2023年7月31日までに提出ができない見込みとなりました。つきましては、当社株式の監理銘柄（確認中）指定の見込みならびに2023年4月期有価証券報告書の提出見通しについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提出が遅延するに至った経緯

2022年12月下旬に会計監査人の通報窓口にて、当社前代表取締役社長の星崎尚彦氏（以下「星崎氏」といいます。）による当社企業価値を毀損する行為の疑いに関する情報提供を得たことを受け、監査等委員による調査を行うとともに、2023年3月7日付「第三者委員会の設置及び2023年4月期第3四半期決算発表の延期に関するお知らせ」にて公表のとおり、第三者委員会を設置し調査を進めてまいりました。その後、同年3月15日付「（開示事項の経過）2023年4月期第3四半期決算発表の延期に関するお知らせ」、同年3月16日付「2023年4月期第3四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ」、同年3月17日付「2023年4月期第3四半期報告書の提出期限延長に係る承認のお知らせ」の公表を行うとともに、同年5月31日付「第三者委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」及び「2023年4月期第3四半期報告書提出遅延並びに当社株式の監理銘柄（確認中）指定の見込みに関するお知らせ」にて公表のとおり、同日、調査報告書の受領に至り、その内容及び指摘事項について精査を進め、同年6月13日付「2023年4月期第3四半期報告書に係る四半期レビュー報告書の結論の不表明に関するお知らせ」、「2023年4月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」、「2023年4月期第3四半期報告書提出完了に関するお知らせ」及び「過年度の有価証券報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ」を公表するに至り、また同年6月21日付「内部統制報告の訂正報告書の提出に関するお知らせ」を公表いたしております。

また、これらと並行して当社の2023年4月期の決算作業を進めておりましたが、同年6月19日付「2023年4月期決算の発表時期に関するお知らせ」にて公表のとおり、前述した2023年4月期第3四半期決算短信の公表、第3四半期報告書の提出及び過年度の有価証券報告書（2018年4月期～2022年4月期）の提出に係る対応として、第三者委員会の報告書を踏まえた対応を図ったことにより、決算作業に遅れが生じていることになり、決算数値の確定にはなお時間を要する見込みとなりました。これに加えて、2023年4月期決算の作業過程において、2023年5月15日に当社経営会議終了後に、当社執行役員から、在席していた代表取締役を含む取締役に対して一部の売上について、計上すべき店舗とは異なる店舗に計上されていることについて報告を受けたことにより、減損を回避するために不適切な売上計上がなされていることが確認されました。その後、不適切な売上計上をしていた者やその上長へのヒアリングやアンケートなどにより調査を実施し、これらによって確認できた不適切な売上計上を修正し、これに基づく減損処理を行い決算作業を進めておりましたが、それが当社の役員又は従業員（元役員及び元従業員を含みます。）の指示に基づくものだったのか、仮に当社の役員又は従業員の指示に

よるものであったとして、その目的は何かなどの点を含め、不適切な売上計上が行われた目的及び経緯が必ずしも明らかではないため、根本的な原因を解明するとともに、十分な社内調査が行われていたかを含め件外調査を実施し、それに即した再発防止策を策定すべきと判断し、今般、前回調査に引き続き中立・公正で客観的な調査等を実施するため、同年7月6日付「追加調査を実施する第三者委員会の設置に関するお知らせ」にて公表のとおり、当社と利害関係を有さない外部の専門家で構成される、追加調査を実施する第三者委員会の設置することといたしました。また第三者委員会による調査の進捗にあわせて適宜必要な修正作業を進めており、本日時点ではこれらの修正を終え、決算数値が正しいかの検証を行っております。

そのような中、本日付「追加調査を実施する第三者委員会の報告書の受領に関するお知らせ」にて公表のとおり、本日同委員会より報告書を受領するに至っております。その内容を十分に分析・検討したうえで、2023年4月期決算短信及び2023年4月期有価証券報告書に反映のうえ、会計監査を経る必要があることから、提出期限である2023年7月31日までに2023年4月期有価証券報告書を提出することが本日現在困難となりました。

## 2. 監理銘柄（確認中）への指定見込みについて

上記のとおり、当社は、2023年4月期有価証券報告書について、提出期限である2023年7月31日までに提出できない見込みとなりました。株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則第604条第1項第10号aの規定により、金融商品取引法に定める提出期日までに当該有価証券報告書を提出できる見込みがない旨を開示したことから、株式会社東京証券取引所より投資家の皆さまに注意喚起するため、当社株式は、本日付けで監理銘柄（確認中）に指定される見込みです。

また、株式会社東京証券取引所の上場廃止基準により、2023年8月31日までに当該有価証券報告書の提出ができなかった場合、当社株式は整理銘柄に指定された後、上場廃止となります。

## 3. 今後の見通し

当社は、整理銘柄へ指定され上場廃止となることを回避することはもとより、現状想定し得る可能な限り早い時点での提出・開示に努めてまいります。

当社は2023年7月6日付「第6期定時株主総会の継続会の開催方針に関するお知らせ」にて公表のとおり、2023年7月28日開催予定の当社第6期定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）の目的事項のうち、報告事項「第6期（2022年5月1日から2023年4月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件」（以下、「第6期報告事項」といいます。）をご報告し、「第6期（2022年5月1日から2023年4月30日まで）計算書類承認の件」（以下、「第6期決議事項」といいます。）に関しまして、本総会において株主のみなさまに承認決議することをお諮りする予定でございました。

しかしながら、上記1に記載のとおり決算作業に遅れが生じており、また減損損失の判定等、決算数値の確認ほか、現時点で決算関連手続きが完了しておりません。このため、当社は、本総会において第6期の事業報告、連結計算書類、計算書類、会計監査人の監査報告、監査等委員会の監査報告を提供できない状況となっております。

そのようなことから、当社は会計監査人の監査報告の受領など所要の手続きを完了次第、速やかに本総会の継続会（以下、「本継続会」といいます。）を開催し、本継続会で第6期報告事項をご報告し、第6期決議事項の承認決議をお諮りするとともに、本継続会の日時および場所の決定を取締役にご一任願うこと（以下、「本提案」といいます。）に関しまして、本総会において株主のみなさまにお諮りする予定でございます。本総会において本提案をご承認いただきましたら、当社は、本継続会の開催ご通知を株主のみなさまに別途ご送付し、本継続会を開催させていただく所存でございます。当社の2023年4月期有価証券報告書は、本継続会で株主のみなさまに第6期報告事項をご報告し、第6期決議事項の承認決議をいただき次第提出することを予定しております。

なお、現時点では、継続会の開催日時及び、継続会后に提出する2023年4月期有価証券報告書及び2023年4月期決算短信について、具体的な提出・開示時期について未定です。

株主の皆様をはじめ、お取引先および関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けしますことを伏してお詫び申し上げます。

以上